

別表 1 (第 2 条第 1 ・ 2 号関係)

対策地区 (下線部分は、重点対策地区) の区域

区 名	町 丁 目
淀川区	新高 1 丁目(3 番、4 番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道 176 号線)以东))、新高 3 丁目、西三国 1~3 丁目、西三国 4 丁目(3 番の一部、4~10 番)、西宮原 2 丁目(2~6 番)、西宮原 3 丁目、三国本町 2~3 丁目
旭区	今市 1~2 丁目、大宮 1 丁目(2~7 番、14~19 番(市道(柳通)以北))、大宮 2~4 丁目、清水 1~3 丁目、新森 1~5 丁目、千林 1~2 丁目、高殿 7 丁目、中宮 1 丁目(12~14 番(阪神高速守口線以东、市道(柳通)以北))、中宮 2 丁目(20~25 番(阪神高速守口線以东))、中宮 3 丁目(13~17 番(阪神高速守口線以东))、中宮 4 丁目(13~15 番(阪神高速守口線以东))、森小路 1~2 丁目
都島区	東野田町 5 丁目、都島中通 1~3 丁目、都島本通 3~5 丁目、都島南通 1 丁目(21 番、22 番(都島東野田線以东))、都島南通 2 丁目
福島区	海老江 2~8 丁目、大開 1~2 丁目、玉川 3 丁目(3~11 番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川 4 丁目、野田 2 丁目(2~24 番(中央卸売市場北側市道以北))、野田 3 丁目、野田 5 丁目、野田 6 丁目(1~4 番)、吉野 2~4 丁目
鶴見区	今津中 1 丁目(6 番、9 番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南 1 丁目(1 番、3 番、5 番、7 番、8 番(今津中学校西側市道以西))、放出東 2 丁目(4~8 番、17~21 番(片町徳庵線以南))、放出東 3 丁目(2 番、3 番、6~33 番(JR 片町線 (学研都市線) 以北))
城東区	今福西 1~2 丁目、今福南 1~2 丁目、蒲生 3~4 丁目、新喜多 2 丁目(4~6 番(JR おおさか東線以东))、 <u>鳴野東 3 丁目</u> 、成育 1 丁目(1~3 番(京阪本線以西))、成育 3~5 丁目、 <u>天王田</u> 、中浜 1~3 丁目、野江 1 丁目(1~11 番、12 番の一部、13、14 番(京阪本線以西))、野江 2~4 丁目、東中浜 1~9 丁目
東成区	大今里 1~4 丁目、大今里西 1~2 丁目、 <u>大今里西 3 丁目</u> 、大今里南 1~5 丁目、大今里南 6 丁目(1~3 番、6~8 番、10~13 番、15~18 番、20~27 番(新庄大和川線(内環状線)以西))、神路 1 丁目(7~15 番(築港深江線(中央大通)以南))、神路 2~4 丁目、玉津 1~2 丁目、 <u>玉津 3 丁目</u> 、中道 2・4 丁目、中本 1~5 丁目、東今里 1~3 丁目、 <u>東小橋 3 丁目(15~20 番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))</u> 、東中本 1~3 丁目、深江北 1 丁目(2~17 番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南 1 丁目
生野区	<u>生野西 1~4 丁目</u> 、 <u>生野東 1~4 丁目</u> 、勝山北 1~2 丁目、 <u>勝山北 3~5 丁目</u> 、 <u>勝山南 1~4 丁目</u> 、 <u>舍利寺 1~3 丁目</u> 、小路 1~3 丁目、小路東 1~6 丁目、新今里 1~7 丁目、田島 1~5 丁目、巽北 1~4 丁目、巽西 1~4 丁目、 <u>鶴橋 1~5 丁目</u> 、中川 1~6 丁目、 <u>中川西 1~3 丁目</u> 、中川東 1~2 丁目、 <u>林寺 1 丁目</u> 、 <u>林寺 2 丁目(1~16 番、17 番の一部、18 番(生野線以北))</u> 、 <u>林寺 2 丁目(17 番の一部、19~27 番(生野線以南))</u> 、 <u>林寺 3 丁目</u> 、林寺 4 丁目、 <u>林寺 5 丁目</u> 、林寺 6 丁目、桃谷 1 丁目、桃谷 2 丁目(1~4 番、5 番の一部、6~28 番(生玉片江線以南))、 <u>桃谷 2 丁目(5 番の一部(生玉片江線以北))</u> 、桃谷 3~5 丁目
天王寺区	上之宮町、上本町 7 丁目(1 番、4 番(東野田河堀口線 (上町筋) 以东))、上本町 8 丁目(1 番、4 番、5 番、9 番(東野田河堀口線 (上町筋) 以东))、上本町 9 丁目(1 番、4 番、5 番(東野田河堀口線 (上町筋) 以东))、勝山 4 丁目(2 番、3 番、5 番、6 番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻 1~2 丁目、北河堀町(4~10 番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷 1 丁目(4~10 番(生玉片江線以南))、細工谷 2 丁目、 <u>下味原町</u> 、真法

	院町、大道 1 丁目(6～14 番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝 1 丁目、堂ヶ芝 2 丁目(2～18 番(生玉片江線以南))、 <u>東上町</u> 、悲田院町(1～7 番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町
大正区	三軒家西 1 丁目(5～27 番(JR 環状線以南))、三軒家西 2～3 丁目
阿倍野区	旭町 1 丁目(2～6 番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋 4 丁目(1～17 番)、 <u>阿倍野筋 4 丁目(18～24 番)</u> 、阿倍野筋 5 丁目(1～9 番)、 <u>阿倍野筋 5 丁目(10～13 番)</u> 、 <u>阿倍野元町(1～2 番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、王子町 1～4 丁目、 <u>共立通 1～2 丁目</u> 、三明町 1～2 丁目、昭和町 1～5 丁目、 <u>天王寺町北 1 丁目(1～5 番、6 番の一部、7～10 番(天王寺吾彦線以東))</u> 、 <u>天王寺町北 2～3 丁目</u> 、 <u>天王寺町南 1 丁目 (1 番)</u> 、天王寺町南 1 丁目 (2～7 番)、 <u>天王寺町南 2 丁目 (1 番、2 番、5 番、6 番)</u> 、天王寺町南 2 丁目 (8～26 番)、 <u>天王寺町南 3 丁目 (1 番)</u> 、天王寺町南 3 丁目 (4～12 番)、長池町、播磨町 1 丁目(1～22 番(柴谷平野線(南港通)以北)、阪南町 1～4 丁目、阪南町 5 丁目(1～22 番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園 1～3 丁目、文の里 1～4 丁目、 <u>松虫通 1 丁目(1～12 番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>松虫通 2 丁目</u> 、 <u>松虫通 3 丁目(1～4 番、8 番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>丸山通 1～2 丁目</u> 、桃ヶ池町 1～2 丁目
西成区	旭 1～3 丁目、 <u>岸里 1 丁目</u> 、岸里 2～3 丁目、岸里東 1～2 丁目、北津守 3 丁目(1 番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、北津守 4 丁目(1～2 番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王 1 丁目(2～8 番、10～16 番 (尼崎平野線以南))、山王 2～3 丁目、潮路 1～2 丁目、 <u>聖天下 1～2 丁目</u> 、千本北 1～2 丁目、千本中 1～2 丁目、千本南 1～2 丁目、太子 1 丁目(2 番、3 番、6～13 番、15 番 (尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子 2 丁目(2～4 番(堺筋線以東))、橘 1～3 丁目、玉出中 1～2 丁目、玉出西 1～2 丁目、玉出東 1 丁目(1～11 番(堺筋線(阪堺線)以西))、玉出東 2 丁目(2～5 番、10～15 番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守 1 丁目(1～6 番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守 2 丁目(1～6 番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守 3 丁目(1～3 番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋 1～3 丁目、出城 3 丁目、 <u>天下茶屋 1～3 丁目</u> 、 <u>天下茶屋北 1 丁目(1～3 番、5～6 番(堺筋線以東))</u> 、 <u>天下茶屋東 1～2 丁目</u> 、長橋 1～3 丁目、中開 3 丁目、梅南 1～3 丁目、花園北 1 丁目(2～10 番(尼崎平野線以南))、花園北 2 丁目、 <u>花園南 1～2 丁目</u> 、松 1～3 丁目、南津守 1 丁目、南開 2 丁目
平野区	平野上町 1～2 丁目、平野東 1～3 丁目、平野本町 1～5 丁目
東住吉区	今川 1 丁目、今川 4 丁目、今川 7 丁目、今林 1 丁目(1 番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺 1 丁目、北田辺 2 丁目、北田辺 3 丁目、北田辺 4～6 丁目、杭全 1～5 丁目、桑津 1～5 丁目、駒川 1～5 丁目、住道矢田 1～4 丁目、鷹合 1～4 丁目、田辺 1～6 丁目、照ヶ丘矢田 1～4 丁目、中野 1 丁目、中野 3 丁目、西今川 1～4 丁目、針中野 1～4 丁目、東田辺 1～3 丁目、南田辺 1 丁目、山坂 1～3 丁目、湯里 1～2 丁目、湯里 4～5 丁目
住吉区	上住吉 1～2 丁目、沢之町 1 丁目(10 番、11 番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘 1～3 丁目、墨江 1～4 丁目、住吉 1～2 丁目、千駄 2 丁目、帝塚山中 1～5 丁目、帝塚山西 1 丁目(1 番の一部、2～14 番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西 2～4 丁目、帝塚山東 1～5 丁目、殿辻 2 丁目、長峽町、万代 2～6 丁目、東粉浜 1～3 丁目
住之江区	安立 1～4 丁目、粉浜 1～3 丁目、粉浜西 1～3 丁目、住之江 1～3 丁目、中加賀屋 1～3 丁目、中加賀屋 4 丁目(1 番、2 番、5 番、6 番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋 1～3 丁目、西加賀屋 4 丁目(1～3 番、5～7 番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江 1～2 丁目、浜口西 1～2 丁目、浜口東 1～3 丁目、東加賀屋 1～4 丁目、御崎 1 丁目、御崎 3 丁目

別表 2 (第 2 条第 5 ・ 6 ・ 12 ・ 13 号関係)

(1) 老朽建築物の要件

建 築 年	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物
そ の 他	以下のすべてを満たすこと。 ア 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 イ 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。 ウ 建築基準法第 9 条若しくは第 10 条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条に規定する措置が命じられていない建築物であること。

(2) 建替の要件

隣地取得型戸建住宅建替	区域	対策地区
	敷地面積	80 m ² 以上 150 m ² 未満
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	問わない。
	用途	戸建住宅
	床面積・居室	住宅の用途に供する部分の面積が 50 m ² 以上で、かつ、2 以上の居住室を有するもの。
	設備	台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
単独建替	その他	隣接する土地は平成 30 年 4 月 1 日以降に売買（交換を含む）により取得したものであること。
	区域	重点対策地区
	敷地面積	100 m ² 以上
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	問わない。ただし、敷地面積が 200 m ² 以上にあつては、地上階数 3 以上。
	用途	集合住宅
	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が 35 m ² 以上 120 m ² 以下で、かつ、2 以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住戸にあつては、18 m ² 以上かつ 1 以上の居住室を有するもの。
共同建替	設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
	区域	重点対策地区
	敷地面積	200 m ² 以上
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	地上階数 3 以上
	用途	集合住宅
	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が 35 m ² 以上 120 m ² 以下で、かつ、2 以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住戸にあつては、18 m ² 以上かつ 1 以上の居住室を有するもの。
	設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(3) 補助事業者の要件

納 状 税 況	補助事業者及び補助事業者と同一世帯の老朽建築物（補助対象事業に係るもの）の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ア 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 イ 所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）
----------------------	---

別表3（第5条第1項関係）

補助対象項目及び補助率（○：補助対象、×：補助対象外）

建替種別		隣地取得型戸建住宅建替	単独建替	共同建替
敷地面積		80 m ² 以上 150 m ² 未満	100 m ² 以上	200 m ² 以上
補助 対象 項目	(1) 除却等	○	○	○
	(2) 調査設計計画 (実施設計・工事監理)	○	○	○
	(3) 空地等整備費	×	○	○
	施設整備費 その他の 住宅用駐車施設整備費・ 昇降機設置工事費 ※	×	○	○
	上記以外	×	×	○
	供給処理施設整備費	×	×	○
	(4) 災害時避難通路整備	○	×	×
対象地区		対策地区	重点対策地区	
補助率		1/2 以内	2/3 以内	

※ 別表4のcア及びカ（昇降機設置工事費のみ）のみ

備考

1 非住宅との複合建築物の場合の運用について

- ・補助対象項目の中で非住宅に係る部分（非住宅のみに係る共用部分を含む。）は、補助対象外とする。
- ・住宅と非住宅との共用部分のうちで、面積按分等（次の2の例のとおり）により非住宅に係る部分として算出した部分を切り分け対象外とする費用は、調査設計計画費及び供給処理施設整備費、その他の施設整備費である。

2 共用通行部分を例にとると、対象事業費は、住宅床に関係する共用通行部分のみを取り出して算出する。下の図のように「住宅床（X）」と「非住宅床（Y）」が共用している部分（B）が存在する場合には、次の3の式により、共用通行部分の事業費を算出する。なお、別に合理的な方法があれば、その方法によることを妨げない。また、（C）の整備費は対象外である。

$$3 \quad (\text{補助対象事業費}) = (\text{Aの整備費}) + (\text{Bの整備費}) \times (\text{住宅率}) \quad \frac{X}{X+Y}$$

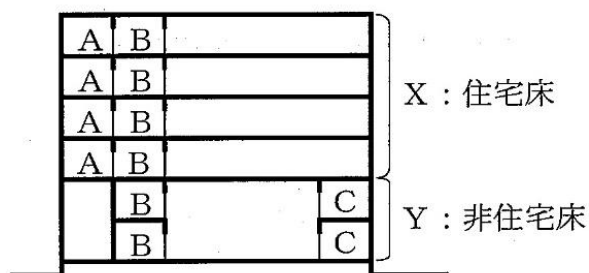
住宅率：小数第二位まで（小数第三位以下を切り捨て）

X：住宅床 Y：非住宅床

A：Xだけに係る共用通行部分

B：XとYが共用する共用通行部分

C：Yだけに係る共用通行部分



図：共用通行部分

対象とする建築物の断面図

別表 4（第 5 条第 1 項関係）

補助金の総額は、下記（１）の表における補助対象項目ごとの補助対象事業費に別表 3 の補助率を乗じた金額（以下「補助基礎額」という。）の合計（既に交付申請している金額は除く。）と、下記（２）の表における補助限度額のうち、いずれか小さい金額とする。ただし、隣地取得型戸建住宅建替は、補助限度額を適用しない。なお、既に交付決定又は全体設計承認を受けている補助対象項目に係る補助対象事業費は、それぞれ交付決定又は全体設計承認申請時に係る値を限度とする。また、部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乗率（補助対象項目ごとに、補助基礎額を補助対象事業費で除したもの。以下同じ。）を掛けた値（中間金に係る補助金にあっては、さらに 90% を乗じた値）とし、調査設計計画費及び共同施設整備費に係る前払金はそれぞれ建設工事に係る補助対象事業費の 30% 及び 40% を上限とする。

（１） 補助の内容及び算定方法

補助対象項目	内容	補助対象費用・算定方法	
除却等	除却及び除却後の整地に要する費用	（様式 3－2）申請額内訳書 3 費用の明細 （１）除却等	
		（Ａ）補助対象面積 （評価証明面積）	建替を促進すべき住宅等の補助対象床面積（固定資産（家屋）評価証明書による床面積）
		（Ｂ）除却費限度額単価	15,000 円／㎡（木造） 17,000 円／㎡（非木造）
		（Ｃ）限度額	（Ａ）×（Ｂ）
		（Ｄ）事業費 （契約見込額）	契約（見込）額（税抜）
		補助対象事業費	（Ｃ）の合計と（Ｄ）の合計のうち いずれか小さい金額
調査設計計画	建設に伴って必要な建築設計費 （実施設計及び工事監理費）	（様式 3－2）申請額内訳書 3 費用の明細 （２）調査設計計画	
		（Ｇ）延床面積	建設工事の補助対象床面積 （建替事業計画承認（変更）時の値を 限度とする）
		（Ｈ）建設工事費 （契約見込額）	契約（見込）額（税抜）
		（Ｉ）限度額	別表 5 又は別表 6 より算出した金額
		（Ｊ）建築設計費 （契約見込額）	契約（見込）額（税抜）
		（Ｋ）住宅率	別表 3 備考により算出した割合
		補助対象事業費	（Ｉ）の合計と（Ｊ）の合計のうち いずれか小さい金額に（Ｋ）を乗じた 金額
	建設に伴って必要な次の項目 の費用	（様式 3－2）申請額内訳書 3 費用の明細 （３）共同施設整備	

共同施設 整備	a 空地等整備費（建築面積に算入する部分は対象外とする） ア 通路整備費 イ 児童遊園整備費 ウ 緑地整備費 エ 広場整備費	(N) 補助対象面積	外構工事：外構の補助対象面積 主体工事・設備工事・昇降機工事： 建設工事の補助対象床面積 （建替事業計画承認（変更）時の値を 限度とする）
	b 供給処理施設整備費 ア 給水施設整備費 イ 排水施設整備費 ウ 電気施設整備費 エ ガス施設整備費 オ 電話施設整備費 カ ごみ処理施設整備費	(O) 標準的な仕様による限度額単価	主体工事費 170,200 円／㎡（R C 造、S R C 造） 167,900 円／㎡（S 造他） 設備工事費 48,300 円／㎡（R C 造、S R C 造） 46,400 円／㎡（S 造他） 昇降機設置工事費 5,200 円／㎡ 外構工事費 10,900 円／㎡ 機械式駐車施設加算 1,550,000 円／台
	c その他の施設整備費 ア 住宅用駐車施設整備費 （駐車区画のみ対象とし、キを除く） イ 消防施設整備費 ウ 避難施設整備費 エ 監視装置整備費 オ 電気室及び機械室建設費 カ 共用通行部分整備費	(P) 限度額	(N) × (O)
		(Q) 事業費 （契約見込額）	契約（見込）額（税抜）
		補助対象事業費	項目ごとの (P) と (Q) のうち いずれか小さい金額
	$P_u = C_o \times S_1 / S_2 + E_v$ P _u ：共用通行部分整備費 C _o ：住宅を含む建築物全体の建設工事主体工事費（全体の工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額） S ₁ ：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S ₂ ：住宅を含む建築物全体の延床面積 E _v ：昇降機設置工事費 キ 住宅用機械式駐車施設	共同建替において、建替後の建築物が耐火建築物等で、表Ⅰの施設が補助対象となる場合は、原則として、次に定める方法により共同施設整備費を算定する。 ・共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。 a 包括積算施設の整備に要する費用（以下「包括積算施設整備費」という。） 表Ⅰに掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用（表Ⅱに掲げる施設及び補助対象外部分の整備に要する費用を除く）※に階数の区分に応じ、それぞれ表Ⅲに掲げる数値（以下「包括積算率」という。）を乗じて得た額とする。 ※主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用（税抜金額）の限度額 5 億円（R C 造、S R C 造） 3 億円（S 造他） b 個別積算施設の整備に要する費用 表Ⅱに掲げる施設の整備に要する費用。 表Ⅰ 供給処理施設、消防施設、避難施設、監視装置、電気室・機械室、共用通行部分 表Ⅱ 空地等、住宅用駐車施設、住宅用機械式駐車施設 表Ⅲ	

	設整備費	階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値
		3 ～ 5 階	100 分の 15（階段室型住棟にあつては 100 分の 10）
		6 ～ 13 階	100 分の 18
		14 階以上	100 分の 21
災害時 避難通路 整備	災害時避難通路の整備に要する費用（通路整備、門扉整備及びサイン整備費）	（様式 3 － 2）申請額内訳書 3 費用の明細（4）災害時避難通路整備	
		（R）補助対象面積	外構工事：災害時避難通路の補助対象面積
		（S）標準的な仕様による限度額単価	外構工事費 10,900 円／㎡ 門扉整備費 207,600 円／箇所 サイン整備費 2,700 円／箇所 ※整備表示板は本市より補助事業者に支給する。
		（T）限度額	（R）×（S）
		（U）事業費 （契約見込額）	契約（見込）額（税抜）
		補助対象事業費	（T）と（U）の小さい金額の合計

（注）千円未満は切り捨てとし、面積及び住宅率は小数第三位以下を切り捨てて小数第二位までとする。

また、R C 造は鉄筋コンクリート造、S R C 造は鉄骨鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造とする。

（（2）補助限度額も同じ）

(2) 補助限度額

(様式3-2) 申請額内訳書 2 住宅専用床面積及び建替種別による補助限度額

・住宅専用床面積による補助限度額

補助対象項目ごとの補助基礎額の合計とする。

補助基礎額 除却等：補助対象事業費に補助率を乗じた金額

調査設計計画・共同施設整備：(f) × (g) の合計

(f) 補助対象面積及び台数

住宅専用床面積の合計：補助対象となる建替後の住宅専用床面の合計（建替事業計画承認（変更）時の値を限度とする）

住宅用機械式駐車施設台数：補助対象となる住宅用機械式駐車施設の台数（補助対象住戸数の35%に相当する設置台数及び建替事業計画承認（変更）時の設置台数を限度とする）

(g) 住宅専用床面積限度額単価

			重点対策地区
基準 単 価	単独建替	R C 造、S R C 造	17,200 円／㎡
		S 造他	17,200 円／㎡
	共同建替	R C 造、S R C 造	53,500 円／㎡
		S 造他	52,800 円／㎡
減 算 単 価	昇降機設置工事費		4,300 円／㎡
	共用通行部分及び 供給処理施設整備費	R C 造、S R C 造	36,300 円／㎡
		S 造他	35,600 円／㎡
機械式駐車施設単価			1,033,300 円／台

別表 5 実施設計費限度額（第 5 条第 1 項関係）

（単位：千円）

延床面積		設計費	延床面積		設計費
～	124	1,151	1,400	～	1,424
125	～	1,380	1,425	～	1,449
150	～	1,616	1,450	～	1,474
175	～	1,835	1,475	～	1,499
200	～	2,052	1,500	～	1,524
225	～	2,253	1,525	～	1,549
250	～	2,457	1,550	～	1,574
275	～	2,649	1,575	～	1,599
300	～	2,836	1,600	～	1,624
325	～	3,017	1,625	～	1,649
350	～	3,195	1,650	～	1,674
375	～	3,367	1,675	～	1,699
400	～	3,537	1,700	～	1,724
425	～	3,691	1,725	～	1,749
450	～	3,849	1,750	～	1,774
475	～	3,995	1,775	～	1,799
500	～	4,144	1,800	～	1,824
525	～	4,281	1,825	～	1,849
550	～	4,412	1,850	～	1,874
575	～	4,540	1,875	～	1,899
600	～	4,720	1,900	～	1,924
625	～	4,910	1,925	～	1,949
650	～	5,092	1,950	～	1,974
675	～	5,273	1,975	～	1,999
700	～	5,448	2,000	～	2,024
725	～	5,628	2,025	～	2,049
750	～	5,810	2,050	～	2,074
775	～	5,992	2,075	～	2,099
800	～	6,173	2,100	～	2,124
825	～	6,348	2,125	～	2,149
850	～	6,529	2,150	～	2,174
875	～	6,704	2,175	～	2,199
900	～	6,884	2,200	～	2,224
925	～	7,058	2,225	～	2,249
950	～	7,240	2,250	～	2,274
975	～	7,413	2,275	～	2,299
1,000	～	7,596	2,300	～	2,324
1,025	～	7,769	2,325	～	2,349
1,050	～	7,944	2,350	～	2,374
1,075	～	8,124	2,375	～	2,399
1,100	～	8,296	2,400	～	2,424
1,125	～	8,471	2,425	～	2,449
1,150	～	8,652	2,450	～	2,474
1,175	～	8,826	2,475	～	2,499
1,200	～	9,000	2,500	～	2,524
1,225	～	9,173	2,525	～	2,549
1,250	～	9,348	2,550	～	2,574
1,275	～	9,521	2,575	～	2,599
1,300	～	9,695	2,600	～	2,624
1,325	～	9,869	2,625	～	2,649
1,350	～	10,043	2,650	～	
1,375	～	10,216			

別表 6 工事監理費限度額（第 5 条第 1 項関係）

（単位：千円）

延床面積		監理費	延床面積		監理費
～	124	670	1,400	～ 1,424	6,563
125	～ 149	829	1,425	～ 1,449	6,681
150	～ 174	974	1,450	～ 1,474	6,790
175	～ 199	1,127	1,475	～ 1,499	6,909
200	～ 224	1,270	1,500	～ 1,524	7,017
225	～ 249	1,407	1,525	～ 1,549	7,126
250	～ 274	1,552	1,550	～ 1,574	7,245
275	～ 299	1,684	1,575	～ 1,599	7,353
300	～ 324	1,813	1,600	～ 1,624	7,462
325	～ 349	1,941	1,625	～ 1,649	7,579
350	～ 374	2,064	1,650	～ 1,674	7,688
375	～ 399	2,186	1,675	～ 1,699	7,797
400	～ 424	2,307	1,700	～ 1,724	7,906
425	～ 449	2,424	1,725	～ 1,749	8,024
450	～ 474	2,540	1,750	～ 1,774	8,132
475	～ 499	2,652	1,775	～ 1,799	8,242
500	～ 524	2,763	1,800	～ 1,824	8,350
525	～ 549	2,871	1,825	～ 1,849	8,468
550	～ 574	2,977	1,850	～ 1,874	8,577
575	～ 599	3,081	1,875	～ 1,899	8,685
600	～ 624	3,180	1,900	～ 1,924	8,792
625	～ 649	3,269	1,925	～ 1,949	8,913
650	～ 674	3,366	1,950	～ 1,974	9,019
675	～ 699	3,459	1,975	～ 1,999	9,128
700	～ 724	3,554	2,000	～ 2,024	9,236
725	～ 749	3,630	2,025	～ 2,049	9,355
750	～ 774	3,720	2,050	～ 2,074	9,463
775	～ 799	3,804	2,075	～ 2,099	9,572
800	～ 824	3,877	2,100	～ 2,124	9,680
825	～ 849	3,957	2,125	～ 2,149	9,789
850	～ 874	4,075	2,150	～ 2,174	9,898
875	～ 899	4,184	2,175	～ 2,199	10,016
900	～ 924	4,303	2,200	～ 2,224	10,125
925	～ 949	4,411	2,225	～ 2,249	10,233
950	～ 974	4,529	2,250	～ 2,274	10,343
975	～ 999	4,648	2,275	～ 2,299	10,451
1,000	～ 1,024	4,757	2,300	～ 2,324	10,560
1,025	～ 1,049	4,874	2,325	～ 2,349	10,668
1,050	～ 1,074	4,984	2,350	～ 2,374	10,787
1,075	～ 1,099	5,102	2,375	～ 2,399	10,896
1,100	～ 1,124	5,210	2,400	～ 2,424	11,004
1,125	～ 1,149	5,329	2,425	～ 2,449	11,113
1,150	～ 1,174	5,438	2,450	～ 2,474	11,221
1,175	～ 1,199	5,556	2,475	～ 2,499	11,330
1,200	～ 1,224	5,664	2,500	～ 2,524	11,439
1,225	～ 1,249	5,783	2,525	～ 2,549	11,548
1,250	～ 1,274	5,892	2,550	～ 2,574	11,656
1,275	～ 1,299	6,000	2,575	～ 2,599	11,774
1,300	～ 1,324	6,119	2,600	～ 2,624	11,884
1,325	～ 1,349	6,227	2,625	～ 2,649	11,992
1,350	～ 1,374	6,345	2,650	～	12,101
1,375	～ 1,399	6,454			

別表 7 様式及び添付書類一覧

○建替事業計画承認申請書		様式 1	
	事業計画書	様式 1－2	
	委任状（代理人）		・代理人を定める場合 補助事業者自ら手続きする場合は不要
	補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること
	補助事業者一覧	様式 1－3	・補助事業者が複数の場合
	委任状（代表申請者）	様式 1－4	・補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状が必要
	納税証明書		・補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 （市税：個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））
	計画敷地内の権利者一覧	様式 1－5	
	不動産登記法第 14 条第 1 項地図（公図）		
	計画敷地の権利者の全てを証する書類（登記事項証明書・登記簿謄本（土地）等）		
	承諾書（補助事業の実施（土地）について）	様式 1－6	・補助事業者以外に土地所有者がいる場合 補助事業者以外の土地所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
	計画敷地の建物の現況一覧	様式 1－7	計画敷地内の建物全てを棟ごとに記入する。
	登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		計画敷地内の建物全て
	固定資産（家屋）評価証明書		棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること 補助事業者と従前建物の所有者が異なる場合など、取得が困難な場合、固定資産（家屋）評価証明書に代えて建築年を証明する書類を提出することができる。
	承諾書（補助事業の実施（建物）について）	様式 1－8	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 補助事業者以外の建物所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
	基本計画図		位置図・配置図・平面図・立面図・求積図程度
	誓約書	様式 1－9	
	その他申請に必要と認める書類		
建替事業計画承認通知書		様式 2	

不承認通知書		様式 2－2	
建替事業計画変更等承認申請書		様式 2－3	
	事業計画書	様式 1－2	変更内容がわかる場合は様式によらなくともよい。
	その他申請に必要と認める書類		
建替事業計画変更等承認通知書		様式 2－4	
○全体設計承認申請書		様式 3	
	申請額内訳書	様式 3－2	年度毎に作成すること
	建設工事計画書	様式 3－3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。 (注 2)
	全体設計承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分がわかる見積書等）		(注 2)
	その他申請に必要と認める書類		
全体設計承認通知書		様式 4	
全体設計変更承認申請書		様式 4－2	
	申請額内訳書	様式 3－2	年度毎に作成すること
	全体設計変更承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分がわかる見積書等）		(注 2)
	その他申請に必要と認める書類		
全体設計変更承認通知書		様式 4－3	
○補助金交付申請書		様式 5	建替事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することが出来る
	申請額内訳書	様式 3－2	
	建設工事計画書	様式 3－3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
	交付決定に必要な書類等 （図面及び補助対象部分がわかる見積書等）		
	除却建物の現況がわかる資料		・ 除却費に係る交付申請時
	除却建物の現況写真 撮影の位置方向の判る図面		外観、住宅部分の内観それぞれ 2 面以上
	現況の建物の間取り・面積がわかる資料		平面図・求積図等
	工事に未着手であることを証する書類		第 6 条第 1 項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
	その他申請に必要と認める書類		実施設計後、実績報告が未提出の場合は（＊）の書類を提出すること。
補助金交付決定通知書		様式 6	
補助金不交付決定通知書		様式 6－2	
補助金交付変更承認申請書		様式 6－3	建替事業計画変更等承認又は全体設計変更承認申請と同時に申請することが出来る
	申請額内訳書	様式 3－2	
	交付変更承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分がわかる見積書等）		
	当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		第 10 条第 1 項ウに基づき補助金交付変更承認申請を行う場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書		様式 6－4	
建替事業計画承認及び交付決定取消通知書		様式 6－5	

補助金交付申請取下書		様式 7	
補助金交付申請取下承認通知書		様式 8	
○補助事業着手届		様式 9	
	設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建設工事請負契約書の写し		補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること。
	内訳明細書(補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書)	様式 9－2	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
	確認済証の写し		・隣地取得型戸建住宅建替における建設工事着手時の場合
	その他申請に必要と認める書類		
○実績報告 ○建替完了報告 ○建替完了報告		様式 10 様式 10－2 様式 10－3	
	実施設計完了がわかる書類		
	確認済証の写し		・実施設計費に係る実績報告時 (＊)
	建設基準チェックリスト	様式 10－4	・実施設計費に係る実績報告時 (＊)
	確認申請書（第一面～第六面）の写し		・実施設計費に係る実績報告時 (＊)
	計画概要図面		・実施設計費に係る実績報告時 計画概要、付近見取図、配置図、敷地求積図、面積求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 建替事業計画承認時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。 (＊)
	建設（除却）工事完了（部分払）がわかる書類		
	工事施工報告書及び現況写真		・共同施設整備費の部分払金に係る実績報告時
	工事監理報告書		・工事監理費の部分払金に係る実績報告時
	竣工図面		・建替完了報告時 計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 実績報告時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。
	検査済証の写し		・建替完了報告時
	建設工事等（変更）請負契約書の写し		・着手届時から変更がある場合
	完成写真		・除却費等に係る実績報告時又は建替完了報告時
	建設工事費等の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・建設工事等請負契約書の写し・請求書の写し	様式 10－5	部分払金に係る実績報告以外にあって、領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求までに建設工事費等の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を提出すること。
	その他申請に必要と認める書類		

現地完了検査依頼書		様式 11	
	竣工図面		
	検査済証の写し		
補助金の額の確定通知書		様式 12	
検査適合通知書		様式 13	
請求書			
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定取消兼返還請求書		様式 14	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書		様式 15	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

（注１）図面は原則Ａ３又はＡ４とし、寸法等が判るものとする。

（注２）同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要とする。